

## 4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

## 高齢者の社会参加を促進するための環境づくり

老人クラブ活動推進費補助金（昭和 38 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>(1) 老人クラブ運営費補助金（昭和 38 年度開始） 94,561 千円 老人クラブの活動を促進する事業に対して助成する。</p> <p>補助先 市町村 補助対象 単位老人クラブ 2,662 クラブ 市町村老人クラブ連合会 158 連合会 市町村老人クラブ連合会加入会員 93,433 人</p> <p>基準額 単位老人クラブ月額 2,700 円 市町村老人クラブ連合会年額 168,500 円 市町村老人クラブ連合会加入会員 1 人当たり年額 62 円 市町村老人クラブ連合会が行う特別事業 1 連合会 191,700 円</p> <p>補助率 2/3（国 1/3、道 1/3）以内</p>	
<p>(2) 老人クラブ活動支援事業費補助金（昭和 49 年度開始） 12,159 千円 道内の老人クラブの積極的な活動促進を図るために、事業を推進する北海道老人クラブ連合会の活動推進員の設置及び実施事業等に対して助成する。</p> <p>補助先 一般財団法人北海道老人クラブ連合会 事業内容 ① 老人クラブ等活動推進員設置事業 ② 高齢者相互支援事業 ③ 健康づくり支援事業 ④ 職員資質向上事業</p> <p>補助率 ①～③：10/10（国 1/2、道 1/2） ④：基金 10/10</p>	(106,720 千円)

明るい長寿社会づくり推進事業費（平成 3 度開始） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	福祉局高齢者保健福祉課
<p>高齢者の生きがいと健康づくりを総合的に実践するための事業を実施する。</p> <p>補助先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p> <p>(1) 高齢者のスポーツ・健康づくり、地域活動等推進組織づくり事業 全道高齢者スポーツ等大会の開催、全国健康福祉祭への選手団派遣、地域活動組織づくり</p> <p>(2) 高齢者の社会活動の振興のための指導者養成事業 指導者養成研修の実施</p> <p>(3) 老人週間事業 高齢者作品展、パネル展の開催</p>	(25,162 千円)

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

高年齢者労働能力活用事業費補助金（昭和 57 年度開始）	道	経済部雇用労政課
<p>シルバー人材センター事業の発展とその活動促進を図るため、シルバー人材センター等を構成員とする（公社）北海道シルバー人材センター連合会が実施する事業に対して補助する。</p> <p>補助先 （公社）北海道シルバー人材センター連合会</p> <p>補助対象 事業費</p> <p>補助率 1/2 以内</p> <p>事業内容 ① 普及啓発事業            ② 就業開拓等事業            ③ 交流研修事業            ④ 指導相談事業            ⑤ 安全・適正就業推進事業            ⑥ 調査研究事業            ⑦ シルバー人材センター設置促進事業</p> <p style="text-align: right;">(6,699 千円)</p>		

潜在人材掘り起こし推進事業費（令和 2 年度開始）	経済部雇用労政課
<p>女性・高齢者・障がい者といった潜在的労働力の掘り起こしを行うとともに、短時間業務の切り出しなどによる企業の新たな求人の創出を支援することにより、道内の新規就業を促進する。</p> <p>(1) コーディネーターの派遣による就業希望者の掘り起こし</p> <p>① 実施地域 道内 2 カ所</p> <p>② 対象者 25～34 歳の女性、50 歳以上の女性、65 歳以上の男性、障がい者</p> <p>③ 内容 コーディネーターが、地域で開催される既存のセミナーや地域の障がい者就労支援事業所へ訪問し、参加者・利用者への個別相談、キャリアカウンセリング等により就業意欲を喚起する。</p> <p>(2) コーディネーターの派遣による企業の求人創出</p> <p>① 実施地域 道内 2 カ所</p> <p>② 対象者 道内の中小企業</p> <p>③ 内容 地域の経済団体や市町村から企業情報を聞き取り当該企業へ訪問し、業務見直しに係るノウハウを提供し求人の創出を支援する。</p> <p>(3) フォローアップ 企業や就職希望者に合同企業説明会等への出展・参加、ハローワークやマザーズキャリアカフェの利用、シルバー人材センター等への登録を誘導するなど、マッチング支援や就業までの伴走支援を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(10,901 千円)</p>	

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

ユニバーサルツーリズム推進事業費（令和元年度開始） <b>道</b>	経済部観光振興課
<p>誰もが安全・安心に旅行を楽しめる「ユニバーサルツーリズム」の実現に向けて、様々なニーズを持つ旅行者が道内旅行を楽しむことができる受入体制整備を推進する。</p> <p>(1) バリアフリー対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー観光サービス・情報発信の強化</li> <li>・道内におけるサービス充実のため、観光関連事業者や自治体を対象とした バリアフリー対応ノウハウ習得セミナーを開催</li> </ul> <p>(2) ホスピタリティの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生向けにおもてなし啓発活動を実施</li> <li>・子供向け観光学習教材の作成</li> <li>・「やさしい日本語」を活用したおもてなしの啓発活動</li> </ul> <p>(3) 食のユニバーサル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ムスリム・ベジタリアン等の方々の食に対応したデータベース（HP）の更新</li> <li>・ベジタリアン、ヴィーガン等食文化への理解促進に向けたワークショップの開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">(19,873 千円)</p>	

**高齢者がいつまでも健康で暮らすための環境づくり**

高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費（昭和 63 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>高齢者及びその家族等の虐待相談に応じるとともに、市町村等の相談体制を支援するほか、市町村及び介護保険施設等が実施する高齢者虐待防止（身体拘束廃止を含む。）への取組を総合的に支援する。</p> <p>委 託 先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p> <p>設置場所 かでの 2・7 2階</p> <p>開 設 日 月曜から金曜</p> <p>高齢者虐待防止対策業務（施設における身体拘束廃止を含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 相談業務</li> <li>② 高齢者虐待防止推進委員会（高齢者虐待防止推進部会・身体拘束ゼロ作戦推進部会）の設置</li> <li>③ 高齢者虐待防止に関する調査の実施</li> <li>④ 高齢者虐待防止研修会の実施</li> <li>⑤ 情報提供・広報活動</li> <li>⑥ 情報収集</li> <li>⑦ 情報ネットワーク</li> </ol> <p style="text-align: right;">(18,776 千円)</p>	

自立支援・重度化防止等市町村支援事業費 (旧：介護予防市町村支援事業費)（平成 19 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>市町村が実施する介護予防事業や自立支援・重度化防止等に資する地域ケア会議の効果的な実施を図るため、介護予防従事者への研修の実施や地域ケア会議へのアドバイザー派遣を通じた市町村支援を行う。</p> <p>(1) 北海道生活支援・介護予防充実強化事業（令和 5 年度開始）</p> <p>市町村が、地域の多様な主体による多様な生活支援及び介護予防サービス体制を整備できるよう</p>	

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

<p>支援する。</p> <p>(2) 介護予防活動普及展開事業</p> <p>① アドバイザー養成研修（令和元年度開始）</p> <p>リハビリ専門職等を対象に、地域ケア会議の立ち上げや運営を支援するアドバイザーを養成する研修を開催する。</p> <p>② アドバイザー派遣（平成 29 年度開始）</p> <p>アドバイザーを市町村へ派遣し、地域ケア会議の立ち上げや運営、評価等の現地支援を行う。</p> <p>③ 普及啓発セミナー（令和元年度開始）</p> <p>市町村や関係団体を対象に、効果的な地域ケア会議の普及・実践のための研修等を実施する。</p> <p>負担区分 交付金（10/10）</p>	(6,332 千円)
--	------------

<p><b>歯科保健対策推進事業費補助金（平成 8 年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>「再掲」</p>	健康安全局地域保健課
<p>歯科疾患予防対策推進のため、保健指導関係者、医療従事者等を対象とする講習会の開催等歯科保健推進のための事業に対し助成する。</p> <p>補助先 一般社団法人北海道歯科医師会</p>	
(1,556 千円)	

<p><b>外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業費補助金</b></p> <p>（平成 9 年度開始） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span></p>	福祉局地域福祉課
<p>国民年金制度上、無年金とならざるを得なかった外国人の方々の地域での自立生活を支援するため、給付金を支給する市町村に対し補助することにより、外国人無年金者の福祉の向上を図る。</p> <p>補助先 市町村</p> <p>補助率 定額</p> <p>補助基準額 高齢者 10,000 円（1 人当たり月額）</p> <p style="padding-left: 40px;">障がい者 25,000 円（1 人当たり月額）</p>	
(2,964 千円)	

<p><b>地域人権啓発活動活性化事業費【高齢者虐待防止対策事業】</b></p> <p>（平成 17 年度開始）</p>	環境生活部
<p>高齢者の尊厳保持と人権の確立のため、市町村や地域包括支援センター、施設関係者、一般住民等を対象にフォーラムを開催し、高齢者虐待防止の啓発と地域における虐待防止対策の取組の促進を図る。</p>	
(877 千円)	

### 介護が必要になっても住み慣れた場所での生活を支援する地域づくり

高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画推進費 (平成 12 年度開始)	福祉局高齢者保健福祉課
<p>「第 9 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(令和 6 年度～令和 8 年度)を策定するとともに、市町村の計画策定に係る支援や調整等を行う。</p> <p>また、令和 2 年度に策定した「第 8 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(令和 3 年度～令和 5 年度)の目標を達成するため、高齢者保健福祉圏域ごとの圏域連絡協議会等を通じ市町村へ助言等及び計画の推進管理を行う。</p> <p style="text-align: right;">(2,514 千円)</p>	

認知症理解普及促進事業支援事業費 (平成 18 年度開始)	福祉局高齢者保健福祉課
<p>地域の認知症の方や介護する家族を支援することを目的に、理解普及を促進するための事業を実施する。</p> <p>(1) 認知症理解普及等促進事業 (平成 17 年度開始)</p> <p>認知症高齢者や介護する家族を支援することを目的に、道内各地における研修会、交流集会、家族相談会等を開催するとともに、認知症高齢者本人が自らの体験を発信する機会の拡大を図る。</p> <p>負担区分 交付金 (10/10)</p> <p>(2) 認知症サポーター等養成事業 (平成 22 年度開始)</p> <p>認知症の方やその家族を地域で支えるため、認知症サポーター養成講座の開催とその講師役(キャラバンメイト)を養成するための研修を実施する。</p> <p>負担区分 交付金 (10/10)</p> <p>(3) 若年性認知症対策総合推進事業 (平成 21 年度開始)</p> <p>研修会の開催等を通じ、若年性認知症者に対する理解促進を図る。</p> <p>負担区分 交付金 (10/10)</p> <p>(4) 認知症支援施策推進事業 (平成 23 年度開始)</p> <p>自治体等の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進的取組事例の収集や情報提供、認知症に関する専門的知見を有する者の派遣等を行うことにより、市町村の地域体制づくりを支援し、全道の認知症施策を推進する。</p> <p>負担区分 交付金 (10/10)</p> <p>(5) 認知症介護指導者養成研修 (平成 12 年度開始)</p> <p>地域で認知症介護に関する専門職向けの研修の講師や施設、事業所からの相談等に対応する認知症介護指導者を養成する。</p> <p>負担区分 交付金 (10/10)</p> <p style="text-align: right;">(11,078 千円)</p>	

若年性認知症総合支援事業費 (令和 4 年度開始)	福祉局高齢者保健福祉課
<p>若年性認知症に関する普及啓発や理解の促進を図るとともに、市町村において適切な相談対応を行うことができる体制の整備を推進するため、広域的な総合相談支援事業を実施する。</p> <p>負担区分 交付金 (10/10)</p>	

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

<p>(1) 若年性認知症支援コーディネーターによる研修・事例検討等事業 若年性認知症の特性を踏まえた適切な支援が各地域で広く行われるよう、コーディネーターを講師とした研修や講義、事例検討等を行う。</p> <p>(2) 個別相談支援・連携調整事業 若年性認知症当事者や家族からの個別相談に応じ、市町村の関係機関と連携を図りつつ、必要な支援制度やサービスを紹介するほか、個々の特性を踏まえた就労支援や社会参加を促進する。</p> <p>(3) 普及啓発・理解促進事業 関係職員向けのシンポジウムを開催するほか、若年性認知症の家族介護体験集を作成・配布するなどして若年性認知症の特性を広く周知し、理解促進を図る。</p>	(3,136千円)
---	-----------

<b>薬剤師認知症対応力向上研修事業（平成 29 年度開始）</b>	地域医療推進局医務薬務課
<p>薬剤師に対し認知症に関する研修を実施することにより、認知症患者の早期発見、早期治療に繋げるとともに、かかりつけ医等関係機関と連携し、認知症患者への支援体制を構築する。</p> <p>委 託 先 一般社団法人北海道薬剤師会</p>	
(5,216千円)	

<b>地域支援事業交付金（平成 18 年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	福祉局高齢者保健福祉課
<p>介護保険法第 115 条の 45 第 4 項並びに同法第 123 条第 3 項及び第 4 項に基づき、市町村が実施する「地域支援事業」に対し費用負担を行う。</p> <p>(負担割合)</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業 国 25%、道 12.5%、市町村 12.5% 1号保険料 23%、2号保険料 27%</p> <p>包括・任意事業 国 38.5%、道 19.25%、市町村 19.25% 1号保険料 23%</p>	
(4,584,401千円)	

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

認知症対策等総合支援事業費（平成 18 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>地域の認知症の方や介護する家族を支援することを目的に、地域支援、医療体制の充実、認知症ケアの質の向上を柱とする事業を実施する。</p>	
<p>（1） 認知症地域医療支援事業（平成 18 年度開始）</p>	
<p>地域における認知症の早期発見、早期対応の支援体制を充実させるため、地域のかかりつけ医や病院勤務の看護師等を対象に研修を実施するとともに、かかりつけ医をサポートする認知症専門医の養成やフォローアップ研修を実施する。</p>	
<p>負担区分 基金（10/10）</p>	
<p>実施主体 道及び札幌市（補助）</p>	
<p>（2） 認知症介護研修事業（平成 12 年度開始）</p>	
<p>① 認知症対応型サービス事業管理者研修</p>	
<p>② 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修</p>	
<p>③ 認知症対応型サービス事業開設者研修</p>	
<p>④ 認知症介護指導者フォローアップ研修</p>	
<p>⑤ 認知症初期集中支援チーム員研修</p>	
<p>⑥ 認知症初期集中支援チーム員フォローアップ研修</p>	
<p>⑦ 認知症地域支援推進員ネットワーク会議</p>	
<p>⑧ 認知症にやさしい地域づくり研修</p>	
<p>負担区分 基金（10/10）</p>	
<p>実施主体 道及び札幌市（補助）</p>	
<p>(21, 458 千円)</p>	

老人福祉施設等整備事業費補助金 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	福祉局地域福祉課 福祉局高齢者保健福祉課
<p>居宅において養護を受けることが困難な高齢者若しくは常時介護を必要とする高齢者が入所する施設等を整備する事業に対して助成する。</p>	
<p>補助先 市町村、社会福祉法人、医療法人等</p>	
<p>補助率 10/10・2/3</p>	
<p>(2, 831, 259 千円)</p>	

軽費老人ホーム低所得者利用料減免補助金（昭和 38 年度開始） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	福祉局高齢者保健福祉課
<p>軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）の運営に要する経費のうち、入所者から徴収すべき利用料（事務費）の一部を、道が定める事務費減免基準により減免した場合における減免額に対して助成する。</p>	
<p>補助先 社会福祉法人等</p>	
<p>補助率 10/10</p>	
<p>実施箇所 81 か所</p>	
<p>(2, 220, 242 千円)</p>	

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

療養病床転換支援費補助金（平成 20 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>療養病床転換に伴う施設改修等に要する費用を助成することにより、療養病床の円滑な転換を支援し、住民への適切な医療・介護サービス提供体制の整備を図る。</p> <p>補助先 医療法人等</p> <p>補助率 国 10/27、道 5/27、保険者 12/27</p> <p style="text-align: right;">(159,000 千円)</p>	

認定調査員等研修事業費（平成 11 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>介護保険制度の円滑な施行を図るため、市町村の要介護認定調査に従事する者、介護認定審査委員会及び主治医などに対する研修を行う。</p> <p>(1) 要介護認定調査員及び介護認定審査会委員研修の実施</p> <p>(2) 主治医研修の実施</p> <p>負担区分 国 1/2、道 1/2</p> <p style="text-align: right;">(9,888 千円)</p>	

介護支援専門員等資質向上事業費（平成 11 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>介護保険制度の円滑な施行を図るため、介護サービス計画の作成に関わる介護支援専門員などに対する研修を行う。</p> <p>(1) 初任介護支援専門員に対する O J T の実施</p> <p>(2) 主任介護支援専門員に対するフォローアップ研修の実施</p> <p>(3) 主任介護支援専門員に対する資質向上研修の実施</p> <p>(4) 介護関係職員の医療連携に係る自主研修に対する支援</p> <p>【介護支援専門員（ケアマネジャー）】</p> <p>要介護者等の自立生活を支援するために、必要な専門知識や技術を要する専門職。</p> <p>介護保険制度下で、要介護者が適切なサービスを利用できるよう介護サービス計画を作成し、市町村、介護サービス提供者との連絡調整などを行う。</p> <p style="text-align: right;">(29,279 千円)</p>	

介護支援専門員名簿管理事業費（平成 17 年度開始） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	福祉局高齢者保健福祉課
<p>介護支援専門員の登録や各種手続を行うための道独自のシステムを運用し、道内の介護支援専門員に関する情報の一元的な管理を行う。</p> <p>(1) 介護支援専門員情報の登録・変更</p> <p>(2) 介護支援専門員証の発行</p> <p>(3) 北海道介護支援専門員名簿管理システムの保守管理</p> <p style="text-align: right;">(5,993 千円)</p>	



4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

<p><b>介護保険審査会運営事業費（平成 11 年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span></p>	<p>福祉局高齢者保健福祉課</p>
<p>介護保険法及び行政不服審査法等に基づき、介護保険審査会を設置し、保険者（市町村等）が行う保険給付や保険料等の行政処分の妥当性について、被保険者等の審査請求により審査の上、裁決し、介護保険制度の円滑及び適切な推進を図る。</p> <p>(1) 審査対象となる行政処分</p> <p>① 保険給付に関する処分 被保険者証の交付請求に関する処分及び要介護又は要支援認定に関する処分を含む。</p> <p>② 保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分 財政安定化基金拠出金、納付金等を除く。</p> <p>(2) 委員数 15 人</p> <p style="text-align: right;">(3, 742 千円)</p>	

<p><b>介護保険苦情処理事業費補助金（平成 12 年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span></p>	<p>福祉局高齢者保健福祉課</p>
<p>介護サービス利用者等からの苦情に適切かつ迅速に対応すること等により、介護サービスの質的向上を図ることを目的として、介護保険法に基づき北海道国民健康保険団体連合会が行う苦情処理事業に対して助成する。</p> <p>補 助 先 北海道国民健康保険団体連合会 補 助 率 10/10</p> <p style="text-align: right;">(14, 374 千円)</p>	

<p><b>福祉サービス運営適正化委員会補助金（平成 12 年度開始）</b></p>	<p>福祉局地域福祉課</p>
<p>福祉サービス利用者の権利を擁護し、利用者等からの苦情を適切に解決することを目的として、社会福祉法に基づき北海道社会福祉協議会が設置する公正・中立な第三者機関（福祉サービス運営適正化委員会）の設置運営経費に対して助成する。</p> <p>補 助 先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会 補 助 率 10/10（国 1/2、道 1/2）</p> <p style="text-align: right;">(11, 700 千円)</p>	

<p><b>民間保健福祉施設整備資金利子補給金</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span></p>	<p>福祉局地域福祉課 福祉局高齢者保健福祉課</p>
<p>民間社会福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の財政負担の軽減及び施設整備の促進を図るため、独立行政法人福祉医療機構からの借入金に対する利子の一部を補給する。</p> <p>(1) 社会福祉施設（昭和 48 年度開始） 10 千円 補 助 先 社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、宗教法人、医療法人</p> <p>(2) 介護老人保健施設（平成 5 年度開始） 345 千円 補 助 先 医療法人、社会福祉法人等</p> <p style="text-align: right;">(355 千円)</p>	

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

介護保険推進事業費（平成 10 年度開始） <b>道</b>	福祉局高齢者保健福祉課
<p>介護保険事業の円滑な運営を図るため、市町村等への制度説明会の開催や介護保険事業の保険者である市町村に対する助言・勧告を実施する。</p> <p>(1) 市町村等への介護保険制度説明会の開催</p> <p>(2) 保険者指導</p> <p>(3) 介護給付費適正化のための市町村等への支援</p> <p style="text-align: right;">(9,939 千円)</p>	

介護保険事業者等指定・指導事業費（平成 12 年度開始） <b>道</b>	福祉局高齢者保健福祉課
<p>介護保険法に基づき、居宅サービス事業者等の指定等を行い、円滑なサービス提供体制の確保を図るとともに、指定した居宅サービス事業者等に対して、適正な事業の運営が行われるよう指導監督を実施する。</p> <p>(1) 居宅サービス事業者等の指定等及び事業者等情報の管理</p> <p>(2) 総合振興局（振興局）職員を対象とした指導監督担当職員会議の開催</p> <p>(3) 居宅サービス事業者等を対象とした指導監督の実施</p> <p style="text-align: right;">(15,008 千円)</p>	

介護サービス利用者負担軽減事業費補助金（平成 12 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>(1) 障害者ヘルパー軽減</p> <p>障害者施策等によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者について、継続利用が可能となるよう利用者負担を軽減する。</p> <p>対 象 者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が 0 円となっている者で平成 18 年 4 月 1 日以降、65 歳以前の 1 年間に障害者施策のホームヘルプサービスの利用者で 65 歳に到達した者</p> <p>軽減の程度 利用者負担の 10/10 軽減</p> <p>(2) 社会福祉法人軽減</p> <p>低所得者で特に生計が困難である者等に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った場合に、その費用の一部について助成を行う。</p> <p>対象となるサービス 特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービス等</p> <p>軽減となる対象者 市町村民税非課税世帯で一定の要件を満たす者等</p> <p>軽減の程度 原則、利用者負担の 1/4 軽減(老齢福祉年金受給者は 1/2 軽減)、及び生活保護受給者の個室の居住費の全額減免</p> <p>(3) 離島等ヘルパー軽減</p> <p>社会福祉法人等が離島等地域における訪問介護の特別地域加算（15%加算）に相当する利用者負担の一部軽減を行った場合に、その費用の一部について助成を行う。</p> <p>対象となるサービス 離島等地域におけるホームヘルプサービス</p> <p>軽減となる対象者 市町村民税非課税の者</p> <p>軽減の程度 利用者負担の 1/10 軽減</p>	

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

<p>(4) 中山間地域等ヘルパー軽減</p> <p>社会福祉法人等が中山間等地域における訪問介護の特別地域加算（10%加算）に相当する利用者負担の一部軽減を行った場合に、その費用の一部について助成を行う。</p> <p>対象となるサービス 中山間等地域における小規模事業所が提供する訪問介護</p> <p>軽減となる対象者 市町村民税非課税の者</p> <p>軽減の程度 利用者負担の1/10軽減</p> <p>補助先 市町村</p> <p>補助率 3/4（国1/2、道1/4）</p>	(154,861千円)
--	-------------

<b>介護サービス情報開示支援事業費（平成17年度開始）</b>	福祉局高齢者保健福祉課
<p>利用者が介護サービス事業者を選択するのに必要な情報を円滑かつ容易に取得できる環境整備を図り、効果的に情報の活用が図られるよう、事業者や利用者等に制度の趣旨や内容について普及を図る。</p>	
(23,364千円)	

<b>介護サービス提供基盤等整備事業費（平成27年度開始）</b>	福祉局高齢者保健福祉課
<p>定員29名以下の地域密着型特別養護老人ホーム等の整備のほか、介護施設等の開設準備経費や特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護を図るための改修等、定期借地権設定のための一時金の支援、簡易陰圧装置の設置に要する経費に対し助成する。</p>	
<p>(1) 地域密着型サービス施設等の整備 796,622千円</p> <p>(2) 開設準備経費 2,306,959千円</p> <p>(3) 既存施設の改修 495,569千円</p> <p>(4) 定期借地権設定のための一時金支援</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援 420,472千円</p> <p>(6) 介護職員の宿舎施設整備事業 160,795千円</p>	
<p>補助先 市町村及び施設等設置者</p> <p>補助率 (1)～(3)、(5) 10/10（基金）</p> <p>(4) 1/2（基金）</p> <p>(6) 1/3（基金）</p>	
(4,180,417千円)	

<b>訪問看護連携強化事業（平成21年度開始）</b>	地域医療推進局医務薬務課
<p>地域住民が住み慣れた地域で療養生活が継続できるよう、看護連携の推進に向けた会議の開催や、複合する問題を抱える困難事例の検討、地域の看護関係者等への研修を行う。</p>	
(3,943千円)	

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

<b>看護管理研修事業費（平成 27 年度開始）</b>	地域医療推進局医務薬務課
<p>看護管理者に対し看護管理機能の向上のための研修を実施し、看護管理者の資質の向上を図る。</p> <p>委 託 先 公益社団法人北海道看護協会</p> <p style="text-align: right;">(9, 851 千円)</p>	

<b>看護職員出向支援事業（平成 27 年度開始）「再掲」</b>	地域医療推進局医務薬務課
<p>緊急的な看護職員確保のため、都市部からへき地等看護職員不足地域の医療機関に看護職員を派遣・出向させるとともに、助産実践能力の向上を図る。</p> <p>委 託 先 公益社団法人北海道看護協会</p> <p style="text-align: right;">(10, 241 千円)</p>	

<b>訪問看護推進事業（令和 2 年度開始）</b>	地域医療推進局医務薬務課
<p>地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅療養生活を支える中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図るとともに、訪問看護サービスの向上を目指す。</p> <p>委 託 先 公益社団法人北海道看護協会</p> <p style="text-align: right;">(12, 616 千円)</p>	

<b>認知症疾患医療センター運営事業費「再掲」</b>	福祉局高齢者保健福祉課
<p>(1) 認知症疾患医療センター運営事業費（平成 22 年度開始）</p> <p>認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状及び身体合併症等に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健・医療・介護関係者への研修等を行う認知症疾患医療センターを設置し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。</p> <p>補 助 先 医療法人等</p> <p>補 助 率 10/10（国 1/2、道 1/2）</p> <p>(2) 認知症疾患医療センター地域連携支援事業費</p> <p>認知症に関する相談・診断等の対応を効果的・効率的に提供するため、認知症疾患医療センター職員と関係機関による協議会を開催し、一層の連携強化を図る。</p> <p>負担区分 交付金（10/10）</p> <p style="text-align: right;">(51, 281 千円)</p>	

<b>たん吸引等医療的ケア従事者・事業者等登録事業（平成 23 年度開始）</b>	福祉局高齢者保健福祉課
<p>社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、たん吸引等の医療的ケアを実施する事業者、研修を実施する者は、都道府県知事に登録し、当該医療的ケアを実施する介護職員等は、都道府県知事の認定を受けることが必要であるため、登録等事務や指導監督事務などの法施行事務を行う。</p> <p style="text-align: right;">(149 千円)</p>	

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

介護予防・生活支援サービス等充実支援事業費（平成 27 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>市町村が、新しい介護予防・日常生活支援総合事業における多様な介護予防・生活支援サービスを充実できるよう、生活支援コーディネーターの養成により市町村を支援するとともに、市町村が実施する自立支援・重度化防止に向けた介護予防事業の取組みを促進する。</p> <p>(1) 生活支援コーディネーターの養成 市町村が配置する生活支援コーディネーターの養成を行うことにより、市町村が主体となって介護予防・生活支援サービスを充実させることができるよう支援する。</p> <p>(2) アクティブシニア活躍支援 生活支援サービス等を提供する多様な主体として、アクティブシニアと呼ばれる元気で活力のある高齢者に参加してもらうことが本人の介護予防の観点からも有効であるため、セミナーの開催や、個々のニーズに合った活動への橋渡しを行うコーディネーターの配置等により、その活動を促進する。</p> <p style="text-align: right;">(29,528 千円)</p>	

地域リハビリテーション指導者養成等事業費（平成 27 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>住民主体の自主グループ活動の形成と活性化を促すことにより、心身機能の維持・改善のみならず、地域での見守り・支え合い活動に発展できるよう、リハビリテーション専門職（PT、OT、ST）が自主グループ立ち上げ及び活動定着並びに活性化を支援するとともに、介護予防事業や地域ケア会議等において指導的役割を果たせるリハビリテーション専門職を養成する。</p> <p>(1) 委託先 事業を適切に実施できるリハビリテーション関連団体</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 研修運営委員会等の設置 リハビリテーション専門職（PT、OT、ST）で構成する委員会を設置し、②③に係る研修会の企画・評価を実施する。</p> <p>② 地域づくりによる介護予防推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域リハビリテーション連携強化研修会 地域の介護予防推進事業のアドバイザーとなるリハビリテーション専門職、市町村職員等を対象に、研修会を開催する。</li> <li>・ 住民主体の自主グループ育成支援 アドバイザーを市町村へ派遣し、住民主体の自主グループの立ち上げ、活動定着、活性化のための現地支援を行う。</li> <li>・ 地域づくりによる介護予防推進事業成果報告研修会</li> </ul> <p>③ 地域リハビリテーション指導者養成研修 地域において指導者として活動する予定のリハビリテーション専門職等を対象に、市町村等が開催する地域ケア会議や介護予防事業等において適切な助言を行える人材を育成する。</p> <p>(3) 負担区分 基金 (10/10)</p> <p style="text-align: right;">(13,484 千円)</p>	

地域包括支援センター機能充実事業費（平成 27 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域包括支援センターの機能強化及び地域ケア会議の充実を図る必要があることから、センター職員の資質向上や地域ケア会議への支援を行うことにより、センターの機能充実を目指す。</p>	
<p>(1) 地域包括支援センターの機能強化</p>	
<p>① 地域包括支援センター職員研修</p>	
<p>地域包括支援センターが新たな包括的支援事業に円滑に対応できるよう、道が広域的な支援としてセンター職員を対象とした研修を行い、職員の資質の向上を図る。</p>	
<p>介護予防支援の提供職員等に対し、介護予防ケアマネジメントに係る必要な知識の習得及び技能の向上を図り、適切な介護予防支援の提供を確保する。</p>	
<p>委 託 先 適切に研修を実施できる者</p>	
<p>② 地域包括支援センター意見交換会</p>	
<p>複数の地域包括支援センターにおける地域ケア会議等の包括的支援事業の相対的な評価等を行うため、意見交換会を開催する。</p>	
<p>③ 在宅医療・介護連携コーディネーター育成事業</p>	
<p>地域に設置する在宅医療・介護連携の相談窓口運営のため、医療と介護の知識及びコーディネーター技術を身につけた支援員（コーディネーター）を育成する。</p>	
<p>(2) 地域支援事業の推進に係る支援</p>	
<p>地域ケア会議の設置運営など市町村や地域包括支援センターが行う地域支援事業を支援するため、振興局職員等を派遣し個別支援・評価を実施する。</p>	
<p>地域ケア会議や事例検討会における困難事例等の解決を図るため、弁護士や専門医等を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を実施する。</p>	
<p>(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る支援</p>	
<p>高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、市町村においては、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することとされていることから、振興局単位での意見交換会を開催し、市町村の取組状況の確認や取組推進のための啓発及び他市町村等との連携体制の構築支援などを行う。</p>	
<p style="text-align: right;">(26, 152 千円)</p>	

権利擁護人材育成事業費（平成 27 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>権利擁護人材を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人等の活動を推進する事業を実施する市町村に補助するとともに、権利擁護人材の育成及び資質向上への取組が継続的に行われるよう支援する。</p>	
<p>負担区分 10/10（基金）</p>	
<p>実施主体 道及び市町村（補助）</p>	
<p style="text-align: right;">(65, 393 千円)</p>	

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

介護ロボット導入支援事業費（平成 28 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>(1) 身体的負担の軽減や業務の効率化など介護従事者の環境整備を進めるため、介護事業所への介護ロボット・ICT機器導入に対して補助を行う。</p> <p>補助先 介護事業所</p> <p>補助率 1/2 又は 3/4（基金）</p> <p>(2) 介護ロボット・ICT機器の活用機会の充実により、介護ロボット等の普及を推進する。</p> <p>① 北海道介護ロボット普及推進センター（道北、道東、道央、道南の4地区）の運営</p> <p>② 介護ロボットを活用した介護の実践等を行う講習会・体験学習の開催</p> <p>③ 介護施設等において需要が高い機器の無償貸与</p> <p style="text-align: right;">(1,508,289 千円)</p>	

介護事業所生産性向上推進事業費（令和 2 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
<p>介護ニーズに対応した必要なサービスの提供体制を確保していくため、介護事業所の生産性向上に向けた取組を行う。</p> <p>(1) 庁内関係課や介護事業者団体、民間（介護ロボット・ICT企業）で構成する「北海道介護現場業務改善推進会議」を設置し、官民一体となって介護事業所における生産性向上の取組の推進。</p> <p>(2) 業務コンサルタント等の支援により、介護事業所の業務改善・職場環境の改善等を行う事業所に補助を行う。</p> <p>補助率 1/2（上限 300 千円）</p> <p>(3) 事業所を対象とした生産性向上の取組の紹介や共有、意見交換など、生産性向上の推進に係るシンポジウムを開催。</p> <p style="text-align: right;">(6,561 千円)</p>	